

令和元年度

勝山市 財政健全化審査意見書

ならびに

勝山市 経営健全化審査意見書

勝山市監査委員

勝 監 発 第 4 7 号

令和2年8月21日

勝山市長 山岸 正裕 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 帰 山 寿 憲

令和元年度勝山市財政健全化審査意見について

財政健全化法第3条第1項の規定により審査に付された、令和元年度健全化判断比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

勝 監 発 第 4 8 号

令和2年8月21日

勝山市長 山岸 正裕 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 帰 山 寿 憲

令和元年度勝山市公営企業会計経営健全化審査意見について

財政健全化法第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度公営企業会計決算における資金不足比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

1	令和元年度勝山市財政健全化審査意見書・・・・・・・・・・	1
	〃	審査資料・・・・・・・・3
2	令和元年度勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・	9
	〃	審査資料・・・・・・・・10
3	令和元年度勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・	11
	〃	審査資料・・・・・・・・12
4	令和元年度勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・	13
	〃	審査資料・・・・・・・・14

令和元年度 勝山市 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月9日から令和2年8月21日まで

3 審査の方法

審査に付された令和元年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	平成30年度	平成29年度
① 実質赤字比率	— (△3.64)	14.08	— (△3.48)	— (△2.82)
② 連結実質赤字比率	— (△16.38)	19.08	— (△16.74)	— (△17.66)
③ 実質公債費比率	8.5	25.0	8.4	8.6
④ 将来負担比率	80.2	350.0	86.0	89.0

（注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字の場合、「—」で記載している。

2 参考として、（ ）内に黒字の比率を負の値で表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和元年度の実質収支は、251,789 千円で、実質赤字比率は、 $\Delta 3.64\%$ となっている。前年度 $\Delta 3.48\%$ と比べ 0.16 ポイント改善し、黒字の割合が増加している。早期健全化基準 14.08%と比較して、これを下回り、良好な状態である。

②連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質収支は、1,131,194 千円で、連結実質赤字比率は $\Delta 16.38\%$ となっている。前年度 $\Delta 16.74\%$ と比べ 0.36 ポイント黒字の割合が減少している。早期健全化基準 19.08%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

③実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率の3カ年平均は 8.5%となり、昨年度と比べ 0.1 ポイント増加した。令和元年度の単年度実質公債費比率は、8.89773%と前年度 8.17667%と比べ 0.72106 ポイント悪化している。早期健全化基準 25.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

④将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は 80.2%となっている。前年度 86.0%と比べ 5.8 ポイント改善している。早期健全化基準 350.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

(4) 意見・要望

昨年に引き続き、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており良好な状態を維持しているが、その比率については、実質赤字比率、将来負担比率は前年度に比べ改善しているものの、連結実質赤字比率、単年度実質公債費比率は悪化の傾向がみられる。

従来から健全な財政運営に努力していると評価するものである。令和元年度は普通交付税の増額に対し、人件費、扶助費、維持補修費等の減額により、実質収支、実質単年度収支ともに前年度より改善されているが、人口減少に歯止めがかからず税収の伸びも期待できない中、将来的には不安を残す状況が続いていると考えられる。

以上のように、健全化の基準はクリアしており、前年度に比べ改善しているが、引き続き経常経費の抑制に努めつつ、自主財源の確保に努める必要があると思われる。今後事業を実施していく中で、一般財源の大幅な増収が見込めない状況であることから、引き続き事業の効率化と厳選を図り、計画性のある市債発行管理や更なる行財政改革の推進等により一層の財政健全化に努められたい。

審査資料

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（育英資金特別会計、市有林造成事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
①一般会計等実質赤字額	△ 251, 789	△ 239, 729	△ 192, 520
②標準財政規模	6, 902, 891	6, 881, 500	6, 818, 162
標準税収入額等	3, 183, 026	3, 259, 990	3, 203, 930
普通交付税	3, 407, 897	3, 232, 249	3, 215, 594
臨時財政対策債発行可能額	311, 968	389, 261	398, 638
③実質赤字比率	—	—	—
	(△3. 64)	(△3. 48)	(△2. 82)
早期健全化基準	14. 08	14. 09	14. 11
財政再生基準	20. 0	20. 0	20. 0

実質赤字比率及び勝山市の早期健全化比率は以下により算定される。

※実質赤字比率算定式

$$\text{③実質赤字比率} = \frac{\text{①一般会計等実質赤字額} \quad \triangle 251, 789 \text{ 千円}}{\text{②標準財政規模} \quad 6, 902, 891 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 3. 64$$

※勝山市実質赤字比率早期健全化基準算式

◎標準財政規模 50 億円以上 200 億円未満の団体

$$[\{(\text{標準財政規模} + 100 \text{ 億円}) \div (30 \times \text{標準財政規模}) \} \times 100 + 20] \div 2$$

$$[\{(6, 902, 891 \text{ 千円} + 100 \text{ 億円}) \div (30 \times 6, 902, 891 \text{ 千円}) \} \times 100 + 20] \div 2 = 14. 08$$

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計及び公営企業会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

会計名			実質収支額及び資金不足・剰余額		
			令和元年度	平成30年度	平成29年度
①	一般会計等（育英資金・市有林含む）		251,789	239,729	192,520
②	特別会計のうち 公営企業以外の 特別会計	国民健康保険特別会計	6,583	33,613	106,067
		介護保険特別会計	30,661	40,268	56,374
		後期高齢者医療特別会計	125	106	22
③	公 営 企 業	水道事業会計	842,036	838,548	849,481
④	公営企業法非 適用	下水道事業特別会計	0	0	0
		農業集落排水事業特別会計	0	0	0
		簡易水道事業特別会計	—	—	0
連結実質収支額等			1,131,194	1,152,264	1,204,464
(①+②+③+④) ⑤					
標準財政規模 ⑥			6,902,891	6,881,500	6,818,162
連結実質赤字比率 ⑤／⑥×100			—	—	—
			(△16.38)	(△16.74)	(△17.66)
早期健全化基準			19.08	19.09	19.11
財政再生基準			30.00	30.00	30.00

※連結実質赤字比率算式

連結実質赤字額⑤ △1,131,194 千円 連結赤字実質比率＝ $\frac{\quad}{\quad} \times 100 = \triangle 16.38$ 標準財政規模⑥ 6,902,891 千円		
---	--	--

※勝山市早期健全化基準は、実質赤字比率の基準額に5%加算した数値となる。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近３年間の平均値で算出される。

(単位：千円、%)

区分		令和元年度	平成30年度	平成29年度
①	地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等)	1,117,217	1,065,666	1,116,885
②	準元利償還金	540,355	512,670	480,516
	満期一括償還地方債の1年当たり元金償還金	0	0	0
	公営企業に係る地方債償還金	366,864	338,756	306,603
	一部事務組合に係る地方債償還金	173,491	173,914	173,913
③	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	1,008,829	984,395	966,463
④	特定財源(控除)	124,305	111,754	122,647
⑤	標準財政規模	6,902,891	6,881,500	6,818,162
⑥	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	1,008,829	984,395	966,463
実質公債費比率(単年度)		8.89773	8.17667	8.68621
実質公債費比率(3カ年平均)		8.5	8.4	8.6
早期健全化基準		25.0	25.0	25.0
財政再生基準		35.0	35.0	35.0

※連結実質公債費比率（H30 単年度）算式

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{地方債の元} \\ \text{利償還金① 千円} \\ 1,117,217 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{準元利償} \\ \text{還金② 千円} \\ 540,355 \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額③} \\ 1,008,829 \text{ 千円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{特定} \\ \text{財源④ 千円} \\ 124,305 \end{array}} \\
 \hline
 \boxed{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 ⑤} \\ 6,902,891 \text{ 千円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額③} \\ 1,008,829 \text{ 千円} \end{array}} \times 100 \\
 \\
 = 8.89773 \%
 \end{array}$$

※連結実質公債費比率（3カ年平均）算式

$$\frac{8.89773 \text{ (R1)} + 8.17667 \text{ (H30)} + 8.68621 \text{ (H29)}}{3} = 8.5$$

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担する実質的な債務の標準財政規模に対する比率である。一般会計（普通会計）、公営企業会計、一部事務組合及び広域連合、土地開発公社等を対象とするものである。

（単位：千円、％）

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
① 将来負担額	19,804,662	19,989,823	19,979,822
地方債残高	12,493,453	12,567,402	12,430,544
公営企業債等繰入見込額	4,571,093	4,458,520	4,296,443
組合等負担等見込額	111,118	280,145	447,184
退職手当負担見込額	2,628,998	2,683,756	2,805,651
設立法人の負担額等見込額	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
第3セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額	0	0	0
② 充当可能財源等	15,077,444	14,915,563	14,771,021
充当可能基金	2,249,132	1,851,444	1,705,895
充当可能特定歳入	1,533,835	1,574,620	1,584,431
基準財政需要額算入見込額	11,294,477	11,489,499	11,480,695
③ 標準財政規模	6,902,891	6,881,500	6,818,162
④ 算入公債費等の額	1,008,829	984,395	966,463
将来負担比率	80.2	86.0	89.0
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

※将来負担比率算式

$$\begin{array}{l}
 \frac{\text{① 将来負担額} \quad 19,804,662 \text{千円}}{\text{③標準財政規模} \quad 6,902,891 \text{千円}} - \frac{\text{②充当可能財源等} \quad 15,077,444 \text{千円}}{\text{④算入公債費等の額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \quad 1,008,829 \text{千円}} \times 100 \\
 = 80.2\%
 \end{array}$$

健全化判断比率等対象会計等
健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等

区分・会計等				健全化判断比率等の対象				
一般会計等	一般会計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	育英資金特別会計						
		市有林造成事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業会計に係る特別会計以外の会計		国民健康保険特別会計					
			介護保険特別会計					
			後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用	水道事業会計				資金不足比率
			法非適用	下水道事業特別会計				
				農業集落排水事業特別会計				
	一部事務組合・広域連合			大野・勝山地区広域行政事務組合				
地方公社・第三セクター等								

令和元年度 勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和元年度勝山市水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和2年7月9日から令和2年8月21日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和元年度決算において資金剰余金が841,960千円となり、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△251.4%となり、経営健全化基準の20%を大きく下回り良好な状態であると認められる。

水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債＝876,902千円／208,033千円）は421.5%となっている。流動比率は200%以上であることが望ましいとされており、良好な状態である。

今後とも水道事業運営に際しては効率的な運営を図り、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎水道事業会計資金不足比率算定概要(法適用企業)

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないが、決められた資金不足算定方法で数値を求めると、当年度は流動資産から流動負債を差し引いた剰余額が前年度より増加しているため、比率は前年度比 3.5 ポイント減となっている。

(単位：千円、%)

項目	決算額		
	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
資金の不足額(①－②)－(③－④) (A)	△841,960	△838,548	△849,481
流動負債 ①	208,033	232,870	284,461
控除企業債等 ②	173,091	174,772	178,196
流動資産 ③	876,902	896,646	955,746
控除額等 ④	0	0	0
事業規模(⑤－⑥) (B)	334,872	338,262	351,405
営業収益の額 ⑤	334,872	338,262	351,405
受託工事収益の額 ⑥	0	0	0
(A/B×100)	△251.4	△247.9	△241.7
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式(法適用)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\begin{array}{c} \text{資金不足額 (A)} \\ 0 (\triangle 841,960) \end{array}}{\begin{array}{c} \text{事業規模 (B)} \\ 334,872 \end{array}} \times 100 = \underline{0 (\triangle 251.4)}$$

(A) 資金不足額

$$(\begin{array}{c} \text{①流動負債} \\ 208,033 \end{array} - \begin{array}{c} \text{②控除企業債等} \\ 173,091 \end{array}) - (\begin{array}{c} \text{③流動資産} \\ 876,902 \end{array} - \begin{array}{c} \text{④控除額等} \\ 0 \end{array}) = \underline{\triangle 841,960}$$

(B) 事業規模

$$\begin{array}{c} \text{⑤営業収益の額} \\ 334,872 \end{array} - \begin{array}{c} \text{⑥受託工事収益の額} \\ 0 \end{array} = \underline{334,872}$$

令和元年度 勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和元年度勝山市下水道事業特別会計
- (2) 審査の期間 令和2年7月9日から令和2年8月21日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足は生じていない。経営健全化基準から見ても良好な状態である。しかし、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後とも事業運営には留意し、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 下水道事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

項目	決算額		
	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 (①+②) - (③-④+⑤) (A)	0	0	0
歳出額 ①	877, 218	1, 026, 919	847, 215
算入地方債現在高 ②	0	0	0
歳入額 ③	878, 200	1, 027, 104	850, 843
翌年度に繰越すべき財源 繰越明許費等 ④	186, 944	59, 980	251, 006
未収入特定財源 ⑤	185, 962	59, 795	247, 378
事業規模 (⑥ - ⑦) (B)	360, 292	366, 792	367, 590
営業収益相当額 ⑥	360, 292	366, 792	367, 590
受託工事費収益相当額⑦	0	0	0
(A/B×100)	—	—	—
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20. 0	20. 0	20. 0

※資金不足算定式（法非適用）

$$\begin{aligned}
 & \text{資金不足額} \\
 & \quad 0 \\
 \text{資金不足比率} = & \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 = \underline{0 \text{ (—)}} \\
 & \quad \text{事業規模} \\
 & \quad 360, 292 \\
 \text{(A) 資金不足額} &= \text{歳出額 ①} + \text{算入地方債現在高②} - (\text{歳入額 ③} - \text{繰越明許費等④} \\
 & \quad 877, 218 \quad 0 \quad 878, 200 \quad 186, 944 \\
 & + \text{未収入特定財源⑤}) = \underline{0} \\
 & \quad 185, 962 \\
 \text{(B) 事業規模} &= \text{営業収益相当額} - \text{受託工事費収益相当額} = \underline{360, 292} \\
 & \quad 360, 292 \quad 0
 \end{aligned}$$

令和元年度 勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和元年度勝山市農業集落排水事業特別会計
- (2) 審査の期間 令和2年7月9日から令和2年8月21日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(注)資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足は生じていない。経営健全化基準から見ても良好な状態である。しかし、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後とも事業運営には留意し、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 農業集落排水事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

項目	決算額		
	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 （①+②）－（③-④+⑤）（A）	0	0	0
歳出額 ①	169,528	164,764	159,251
算入地方債現在高 ②	0	0	0
歳入額 ③	169,581	164,764	159,251
翌年度に繰越すべき財源 繰越明許費等 ④	4,453	0	0
未収入特定財源 ⑤	4,400	0	0
事業規模（⑥－⑦）（B）	37,121	35,121	32,460
営業収益相当額 ⑥	37,121	35,121	32,460
受託工事費収益相当額⑦	0	0	0
（A／B×100）	—	—	—
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法非適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \quad 0}{\text{事業規模} \quad 37,121} \times 100 = \underline{0} \text{ (—)}$$

(A) 資金不足額

$$\begin{aligned} & \boxed{\begin{array}{l} \text{歳出額①} \\ 169,528 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{算入地方債現在高②} \\ 0 \end{array}} - \left(\boxed{\begin{array}{l} \text{歳入額③} \\ 169,581 \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{繰越明許費等④} \\ 4,453 \end{array}} \right) \\ & + \boxed{\begin{array}{l} \text{未収入特定財源⑤} \\ 4,400 \end{array}} = \underline{0} \end{aligned}$$

(B) 事業規模

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{営業収益相当額} \\ 37,121 \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{受託工事費収益相当額} \\ 0 \end{array}} = \underline{37,121}$$